

実地指導における 指摘事項について

やいまVer.

令和2年度介護保険施設等集団指導資料

沖縄県子ども生活福祉部

八重山福祉事務所 福祉班

実地指導の概要①

- 令和2年度実施指導実績

5事業所 7サービス

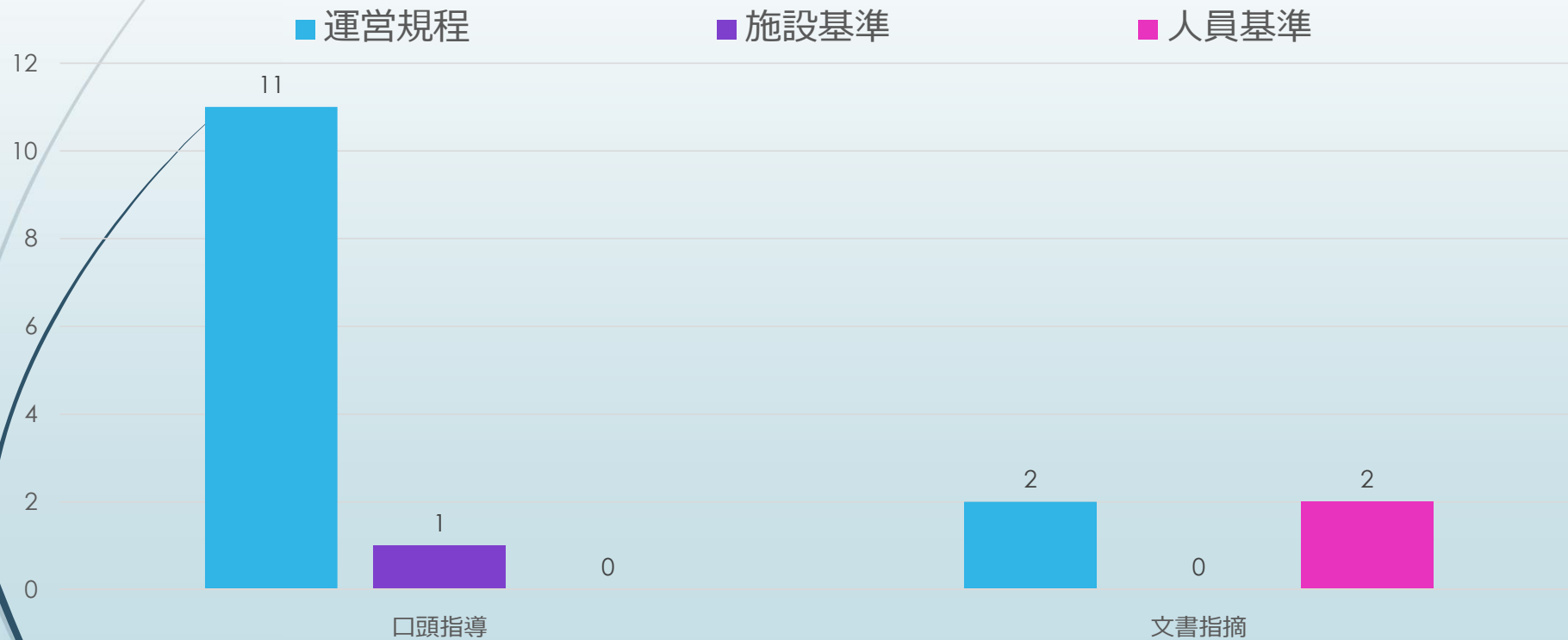
- 八重山福祉事務所においては指定を受けた年から原則6年以内毎に実地指導。
- 新規指定事業所に関しては3年以内としています。

次に指摘事項内訳詳細

実地指導の概要②

今年度は新型コロナウイルスの影響で書面検査に変更になっている事業所が多いため、施設基準の指摘が少なくなっています。

指摘内容



よくある指摘事項①

書類（記録）整備について

▶ 事例 1

個人ごとに綴られている書類が違う。

個別に綴るべき書類がまとめられていない

▶ 事例 2

旧契約書類を差し替えせず修正テープで訂正され使用していた。

▶ 事例 3

会計区分の不備。



書類（記録）整備について

- ▶ 適切な事業運営を行っていることを証明するためにも、日々の報告、記録、保管、管理は適正に行うこと。
- ▶ 使用している書類等は最新のものか定期的に確認しましょう。
- ▶ 会計区分については、各事業所ごとに収支状況を明らかにするとし、介護の種類ごとに算出、表示することも求めています。
(老振発第18号平成13年3月28日)を参考

よくある指摘事項②

変更届等の未提出

- ▶ 事例 1
運営規程に記載されている常勤・非常勤の数と実員の数が合わない。
- ▶ 事例 2
営業日・営業時間が変わっていた。
- ▶ 事例 3
管理者が引っ越していた。

以下事項について変更があった場合は10日以内に福祉事務所へ届出が必要です。

(予防サービス含む)

変更があった事項		サービス種類						
		訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	用具貸与	用具販売	
1	事業所又は施設の名称	○	○	○	○	○	○	
2	事業所又は施設の所在地	○	○	○	○	○	○	
3	主たる事業所の所在地	○	○	○	○	○	○	
4	代表者又は開設者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	
5	登記事項証明書等	○	○	○	○	○	○	
6	事業所又は施設の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	
7	事業所の管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	
8	サービス提供責任者の氏名及び住所	○	-	-	-	-	-	
9	運営規程	① 運営方針・事業の目的	○	○	○	○	○	○
		② 職員の職種・員数・職務内容	○	○	○	○	○	○
		③ 利用料・サービスの内容	○	○	○	○	○	○
		④ 営業日・営業時間	○	○	○	○	○	○
		⑤ 通常の事業（送迎）の実施地域	○	○	○	○	○	○
		⑥ 緊急時における対応方法	○	○	○	○	○	○
		⑦ 非常災害対策	○	○	○	○	○	○
		⑧ サービス利用にあたっての留意事項	○	○	○	○	○	○
		⑨ その他運営に関する留意事項	○	○	○	○	○	○
10	福祉用具の保管及び消毒方法	-	-	-	-	○	-	

感染症対策について

介護サービスは、利用者やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症が発生した場合（接触者）であっても必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

事業所におかれましても今一度、マニュアル等の見直しをお願いいたします。

- ・体制構築・整備
意思決定者・担当・役割の決定
個別ケースにおけるケアマネとの連携
- ・感染防止に向けた取り組み
研修会の参加、事業所内研修
- ・防護具、消毒液等の備蓄品確保
備蓄、自治体事業の活用



事業者の皆様へ

2021年4月には介護報酬の改定が実施されます。当該サービスに係る変更を留意し、適正な運営・報酬請求の実施及びより良いサービスの提供をお願いいたします。

にーふあいゆー